

議案第65号

松阪市印鑑条例の一部改正について

松阪市印鑑条例（平成17年松阪市条例第146号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市印鑑条例の一部を改正する条例

松阪市印鑑条例（平成17年松阪市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「であって、」を「をいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に、「をいう。以下同じ。）の交付」を「に限る。以下「個人番号カード等」という。）の交付」に、「個人番号カードを添付し、」を「個人番号カード等を添付し、」に、「当該個人番号カードの暗証番号」を「当該個人番号カード等の暗証番号」に改め、同条第3項中「個人番号カードが添付された場合にあつては、個人番号カード」を「個人番号カード等が添付された場合にあつては個人番号カード等」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 個人番号カード等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。